

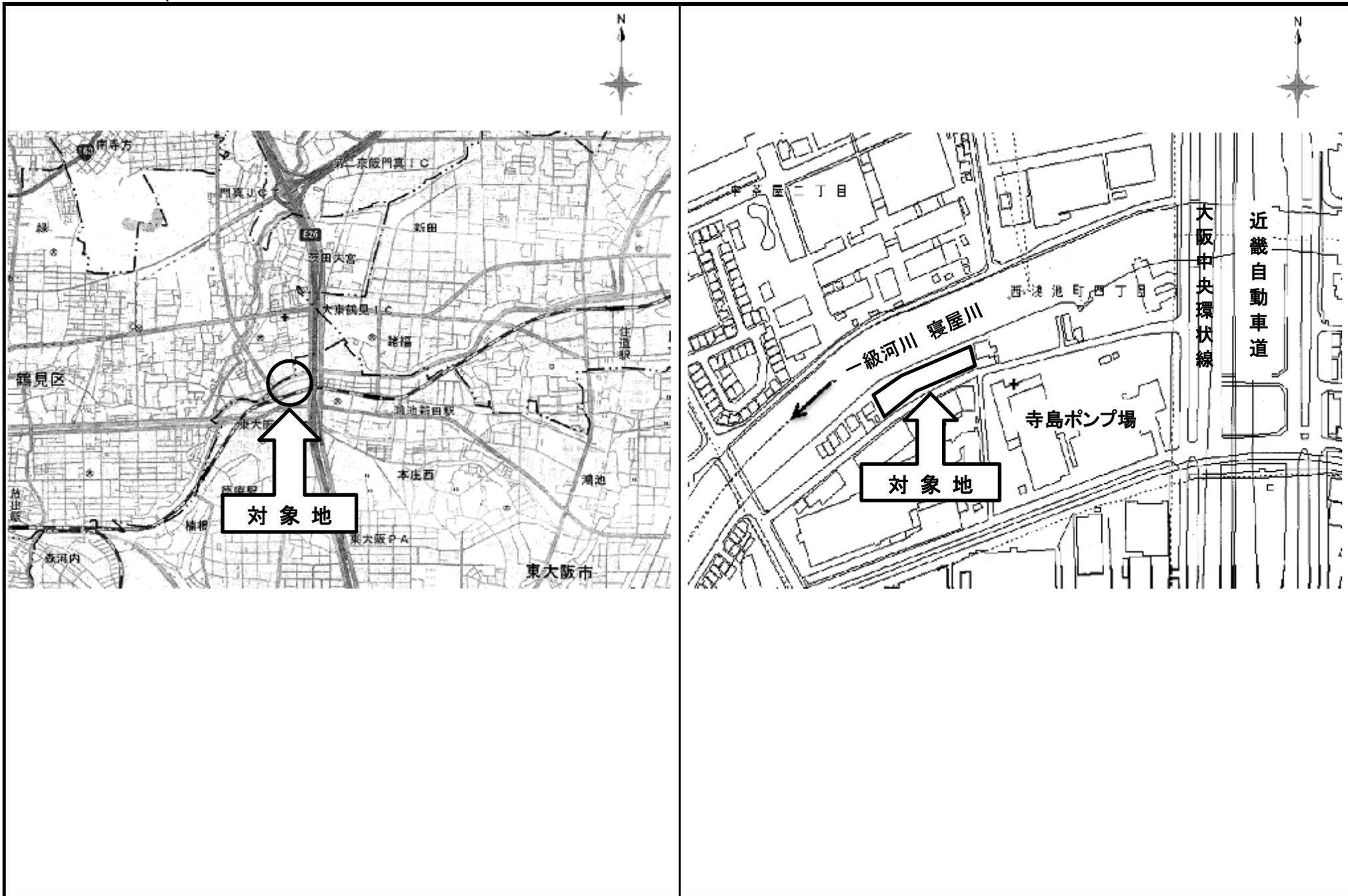
物 件 明 細

物件番号	所在地	東大阪市西鴻池町四丁目1186番1 (東大阪市西鴻池町四丁目4番地)	地目	宅地	交通機関	JR学研都市線 鴻池新田駅 西 約800m	最低使用料 (年額)	4,827,600円/年		
1	(住居表示)									
土地の概要					特記事項					
面積		使用許可対象面積 1,524.23 m ²			<p>1 平面駐車場(コインパーキングなどの時間貸しは不可)や資材置き場等、平面利用を想定しております。なお、簡易な工作物等の設置は認めることとしますので、大阪府東部流域下水道事務所と協議してください。</p> <p>2 対象地の接面道路は自転車歩行者専用道路となっており、許可車両以外の通行は認められていません。対象地への車両等の出入については、東大阪市及び大阪府河内警察署と協議し許可を得てください。なお、接面道路におけるアスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、東大阪市と協議し、その整備等に要する費用は全て使用者が負担してください。 (お問い合わせ先) 東大阪市建設局土木部 道路管理室 電話 06-4309-3218 大阪府河内警察署 交通課 電話 072-965-1234 (代)</p> <p>3 対象地内における樹木の植樹、工作物等の新設又は撤去及び形状変更等については、大阪府東部流域下水道事務所と協議し、その整備等に要する費用は全て使用者が負担してください。 (お問い合わせ先) 大阪府東部流域下水道事務所維持管理課 電話 06-6784-3728</p> <p>4 建築行為については東大阪市と協議してください。 (お問い合わせ先) 東大阪市建設局建築部 建築指導室 建築審査課 電話 06-4309-3240 東大阪市建設局建築部建築指導室開発指導課 電話 06-4309-3242</p> <p>5 雨水や、汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路、河川及び既設集水桝へは流さないでください。排水等の処理については、あらかじめ東大阪市と協議してください。 (お問い合わせ先) 東大阪市上下水道局下水道部 排水設備課 電話 06-4309-3249</p> <p>6 電気の引込みについては、大阪府東部流域下水道事務所及び関西電力株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て使用者において行ってください。 (お問い合わせ先) 大阪府東部流域下水道事務所 維持管理課 電話 06-6784-3728 関西電力株式会社 東大阪ネットワーク技術センター 電話 0800-777-8810(代)</p>					
接面道路の状況		南側：市道(自転車歩行者専用道路)・幅員約5m・舗装有								
法令に基づく制限	市街化区域									
	都市計画法	用途地域	工業地域							
		地域地区	準防火地域							
		建ぺい率	60%	容積率						200%
その他の法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 ・消防法 ・河川法(一級河川寝屋川河川保全区域内) ・特定都市河川浸水被害対策法 ・土壌汚染対策法 									
その他条件										
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号						
		対象地周辺	対象地内							
	公営水道	本管	引込管	東大阪市上下水道局水道施設部施設整備課 06-6724-1221(代)						
		有	有							
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)東大阪ネットワーク技術センター 0800-777-8810(代)						
		有	無							
都市ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141							
	有	無								
公共下水道	本管	引込管	東大阪市上下水道局下水道部排水設備課 06-4309-3249							
	有	無								

特記事項

- 7 対象地は、寝屋川の河川保全区域に該当します。工事等をされる際は、河川管理者である大阪府寝屋川水系改修工営所と協議をしてください。
(お問い合わせ先)
大阪府寝屋川水系改修工営所 維持管理課 河川管理グループ 電話 06-6962-7661 (代)
- 8 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、使用者の負担となります。
- 9 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。
- 10 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(1)位置図 (物件番号:第1号)



(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第1号)

